

西村あさひ法律事務所

EU データ法案の公表と日本企業への影響
非個人データの国際移転とガバメントアクセス

ヨーロッパニュースレター

2022年9月7日号

執筆者:

E-mail✉ 石川 智也

E-mail✉ 水谷 有希

2022年2月23日、欧州委員会は、データ法案(Data Act)を公表した。その後、同年5月13日まで意見募集の機会が設けられ、現在は欧州議会と閣僚理事会において検討が行われている。具体的には、閣僚理事会において、同年7月12日付けで最初の修正ドラフトが提案され、9月に入って欧州議会の Working Party TELECOM meeting において議論がなされるようである¹。なお、5月4日には、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)と欧州データ保護監督機関(European Data Protection Supervisory)のデータ法案に対する共同意見(以下「本共同意見」という)も公表されている²。

データ法案の全体像については、本ニュースレター2月25日号で紹介したが、本稿では、非個人データへの国際的なアクセスと移転に関する規定を紹介する。なお、別途の記載がない限り、本稿での条文番号はデータ法案の条文番号を意味する。

1. 非個人データの国際移転とガバメントアクセスに関する規定が設けられる背景

EU域外の法令に基づいて、EU域内に所在するデータをEU域外に移転したり、EU域内に所在するデータへのEU域外の政府によるアクセスを認めたりしなければならないことが起こり得る(前文(77))。直近でも、オランダの National Cyber Security Centre が、ヨーロッパでデータ処理を行っているヨーロッパ企業にも米国の CLOUD Act が域外適用され、米国政府によるデータへのアクセスが可能になってしまうのではないかと懸念から外部調査を委託したとのプレスリリースが公表されている³。

個人データについては、GDPR において、管理者又は処理者に対して個人データの移転又は開示を命ずる第三国の裁判所又は裁定機関の判決及び公的機関の決定は、原則として司法共助条約のような国際合意に基づく場合にしか認められないとされることによって、個人データの保護が図られている(GDPR48条)。非個人データはGDPRの適用対象でないが、非個人データについても、①セキュリティや効果的な救済を得る権利等の個人の基本的な権利の保護、②国家安全保障に関するEU加盟国の基本的な利益の保護、③営業秘密・知財・契約上の守秘の保護を含め、商業上センシティブなデータの保護を図るEU法又はEU加盟国法との衝突が起こり得ることが指摘されている(前文(77))。

そのため、非個人データについても、データ処理サービスの提供者に対し、EU法又はEU加盟国法と抵触するようなデータの移転やガバメントアクセスが起こらないための措置を講じるよう義務づけるとともに(27条1項)、データの移転やガバメントアクセスが許容される場合(同条2項・3項)、提供する場合のデータの最小化(同条4項)、データ保持者への通知義務(同条5項)に関する規定が提案されている。

2. 規定の内容

(1) 違法な非個人データへのアクセス等を防止する措置を講じる義務

データ処理サービスの提供者は、2項又は3項に影響を与えることなく、EU域内で保持されている非個人データの国際移転又は当該データへのガバメントアクセスがEU法又はEU加盟国法と抵触する可能性がある場合において、当該移転又はアクセス

¹ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-europe-fit-for-the-digital-age/file-data-act>

² [EDPB-EDPS Joint Opinion 2/2022 on the Proposal of the European Parliament and of the Council on harmonised rules on fair access to and use of data \(Data Act\)](https://edpb.europa.eu/edps/joint-opinion-2022-02-2022-on-proposal-of-the-european-parliament-and-of-the-council-on-harmonised-rules-on-fair-access-to-and-use-of-data-data-act)

³ <https://english.ncsc.nl/latest/weblog/weblog/2022/how-the-cloud-act-works-in-data-storage-in-europe>

を阻止するために、契約上の取決めを含むあらゆる合理的な技術的、法的及び組織的措置を講じなければならないとされている(27条1項)⁴。

「データ処理サービス」とは、オンラインコンテンツサービス以外の消費者に提供されるデジタルサービスであって、集中型、分散型、高度分散型など、スケーラブルで弾力性のある共有コンピューティングリソースのプールを、オンデマンドで管理し、幅広いリモートアクセスを可能とするものとされており(2条(12))、典型的には、クラウドサービスがこれに該当すると考えられる。

講じなければならない措置の内容として、クラウドサービスやエッジサービスなど、本規定の対象となるデータ処理サービスの提供者は、データの暗号化、頻繁な監査への提出、セキュリティ保証認証制度の確実な遵守、企業指針の改定等の合理的な措置を講じるべきとされている(前文(78))。

(2) 第三国政府による非個人データへのアクセスが許容される場合

データ処理サービスの提供者に対してEU域内で保持されているデータの移転又はアクセスを要求する第三国の裁判所又は裁定機関の判決又は決定、及び行政当局の決定は、当該第三国とEUとの間で有効な相互の司法共助条約等の国際協定、又は、当該第三国とEU加盟国の間の同様の協定に基づく場合に限り、承認され、又は執行可能になるとされている(27条2項)。

また、そのような国際合意がない場合に、第三国の裁判所又は行政当局の決定に従うことにより、データ処理サービスの提供者がEU法又はEU加盟国法に抵触してしまうおそれがある場合には、以下の条件全てを満たす限り、非個人データの国際移転又はアクセスが認められるとされている(27条3項)。

- 第三国の制度が、裁判所又は当局の決定又は判断の根拠及び相当性を明らかにすることを要求し、例えば、特定の容疑者又は違反行為との十分な関連性を立証するなど、当該決定又は判断が具体的なものであることを要求していること
- 名宛人による根拠のある異議が、第三国の管轄裁判所又は裁定機関によるレビューの対象であること
- 決定又は判断を下し、又は行政当局の決定をレビューする管轄裁判所又は裁定機関が、当該国の法律に基づき、EU法又はEU加盟国法によって保護されるデータの提供者の法的利益を十分に考慮する権限を有すること

なお、第三国の裁判所又は行政当局の決定の名宛人となったデータ処理サービスの提供者は、当該決定が商業上センシティブなデータに関連する可能性がある、又は、EU又はEU加盟国の安全保障上の利益を損なうおそれがあると判断するときは、上記条件を満たしているか判断するために、管轄当局に意見を求めることができるとされている(27条3項第2段落)⁵。

この点に関し、データガバナンス法(Data Governance Act)下の欧州データイノベーション評議会(The European Data Innovation Board)が、上記条件を満たしているかを判断するガイドラインを欧州委員会が策定するに当たって助言・支援をするものとされているため(27条3項第3段落)、今後ガイドラインが公表される可能性はあるように思われる。

(3) 提供データの最小化

27条2項又は3項の条件を満たす場合、データ処理サービスの提供者は、アクセス要求に対して合理的な解釈のもとで、許容される最小限度のデータのみ提供しなければならない(27条4項)。

(4) データ保持者への通知義務

データ処理サービスの提供者は、第三国の行政当局に対してデータへのアクセスを許可する前に、データ保持者に対して第三国の行政当局からデータへのアクセス要求があることを通知しなければならない(27条5項)。但し、かかるアクセス要求が法執

⁴ 本共同意見は、①「移転」という概念にはGDPR上特別な意味があることから、「移転」は削除して「アクセス」のみにするべきことと、②講じるべき措置について、「合理的」の代わりに、「必要な」等のより強い意味の語をあてることを提案している。また、③「2項又は3項に影響を与えることなく、」について、データへのアクセス要求にかかわらず措置を講じるべきことを明確にするために、「第三国によるデータへのアクセス要求にかかわらず、」と修正することを提案している。

⁵ 本共同意見は、管轄当局が意見を出した場合の結果について記載がない点を指摘した上で、当該決定が商業上センシティブなデータに関連する可能性がある、又は、EU又はEU加盟国の安全保障上の利益に影響を与えるとの理由で条件を満たさないという結論の意見であった場合には、データにアクセスさせてはならない旨の規定を設けることを提案している。

行の目的にかなうものであり、法執行の実効性を確保するために必要な限りにおいて行われる場合は、この限りでない。

(5) エンフォースメント

本法案は、33 条にエンフォースメントに関する規定があり、他の章の規定への違反に対しては GDPR と同水準の制裁金賦課の対象になることもあるものの、27 条違反については制裁金賦課の対象とされていない(33 条 3 項参照)⁶。もっとも、EU 加盟国が今後定めるエンフォースメントの対象となる可能性は残されているように思われる(同条 1 項参照)。


3. 日本企業への影響

EU 域内においてデータを保持し、クラウド等のサービスを提供する日系企業においては、本規定への対応ができていないと EU 域内にデータを保持する公的機関・企業に利用してもらうことができなくなるおそれがあるように思われる。また、外部クラウドベンダーの上にサービスを構築する SaaS 等のベンダーについても、EU 域内においてデータを保持する場合は、本規定への対応ができていない外部クラウドベンダーを起用しないと、やはり EU 域内にデータを保持する公的機関・企業に利用してもらうことができなくなるおそれがあるように思われる。

また、今後、安全保障の文脈で同様の法制度が各国で整備される可能性もあり(規範上のブリュッセル効果)、前記のデータ処理サービスの定義に該当するようなサービスにおいて、違法な国際的なアクセスと移転を防止する措置を講じるのがグローバルスタンダード化していく可能性も念頭において事業展開を進める必要があるように思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁶ なお、個人データについて、本法案 27 条 2 項と同様の規定を定めた GDPR48 条の違反については制裁金賦課の対象とされている(GDPR83 条 5 項(c)号)。